

青森市急病センターの運営状況について

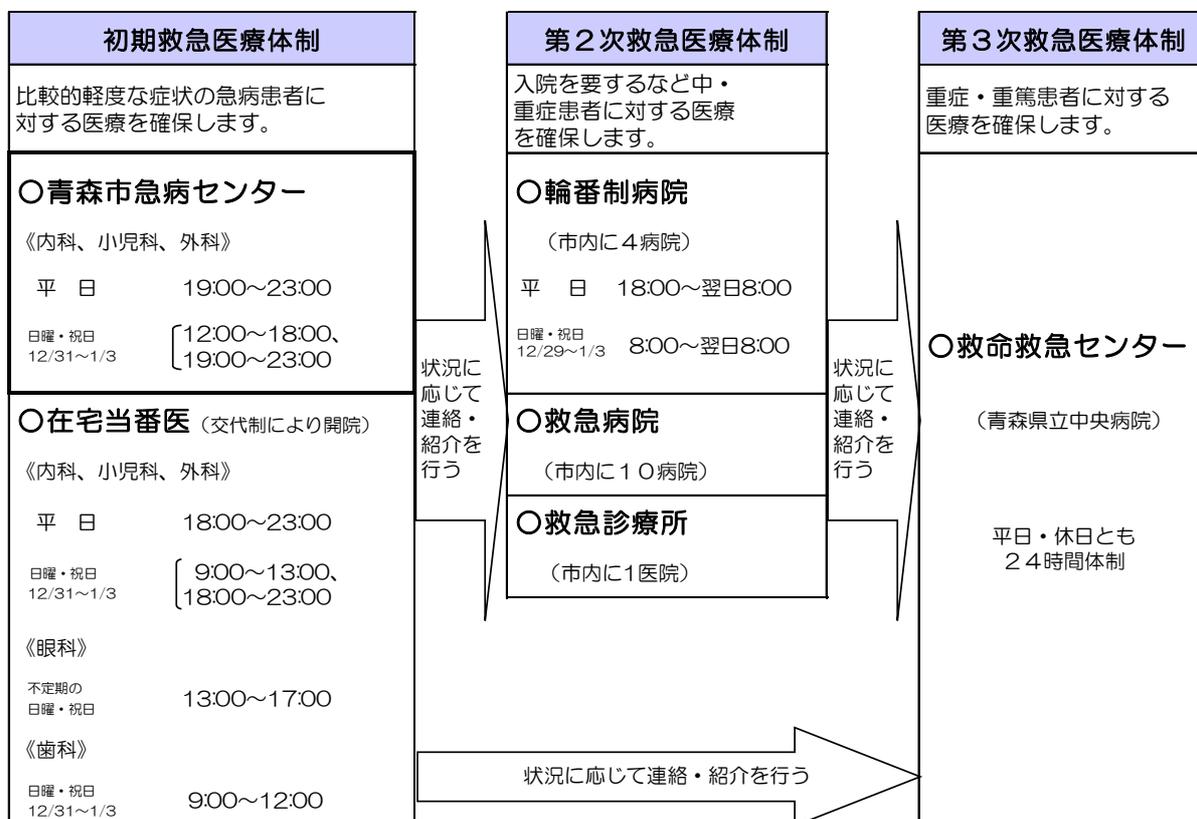
- (1) 青森市の救急医療体制の状況及び青森市急病センターの事業概要・・・P 1
- (2) 平成30年度青森市急病センターの利用状況・・・・・・・・・・P 2
 - ① 年度別利用状況
 - ② 平成30年度月別利用状況
 - ③ 年度別移送患者状況
 - ④ 年齢別利用状況
 - ⑤ 医療保険別利用状況
 - ⑥ 傷病別利用状況
 - ⑦ 地区別利用状況
 - ⑧ 救急・非救急患者別利用状況
- (3) 平成30年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算・・・P 8
- (4) 令和元年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算・・・P 9

【参考資料】

- 青森市急病センター条例・・・・・・・・・・P 10
- 青森市急病センター条例施行規則・・・・・・・・・・P 13
- 青森市急病センター運営審議会運営要綱・・・・・・・・・・P 15

(1) 青森市の救急医療体制の状況及び青森市急病センターの事業概要

■青森市の救急医療体制の中で青森市急病センターは、初期救急医療施設として初期救急医療体制の中心的役割を担っている。



※ 上記医療施設の問い合わせは救急病院紹介(消防本部017-722-2211)で受け付けている。

※ 浪岡地区は市立浪岡病院(内科・外科 0172-62-3111)が救急患者を受け入れている。

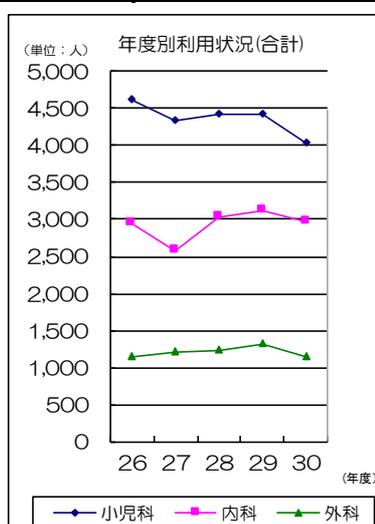
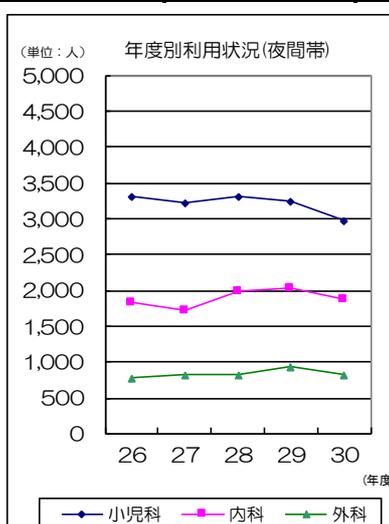
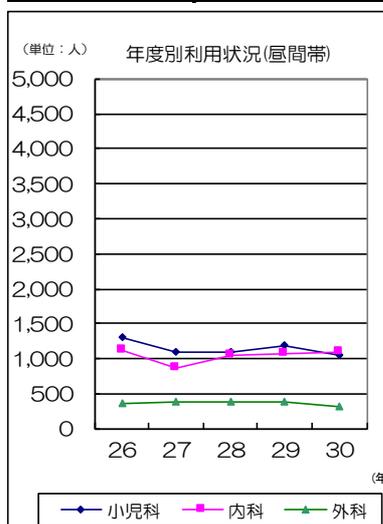
■青森市急病センター

開院時間	平日	19:00～23:00
	日曜・祝日・12/31～1/3	12:00～18:00、19:00～23:00
診療科目	※通常期 ・内科 ・小児科 ・外科 ・12:00～18:00: 内科系1名、外科系1名 ・19:00～23:00: 内科系1名、外科系1名、小児科医1名 ※ゴールデンウィーク及び年末年始等 ・12:00～18:00: 内科系1名、外科系1名、小児科医1名 ・19:00～23:00: 内科系1名、外科系1名	
診療内容	・応急処置とし、往診・手術・精密検査等を行わない。 ・重症患者は状況に応じて、第2次・第3次救急医療施設へ転送する。	
1日の診療体制	・医師 3名(市医師会から派遣) ・薬剤師 1名(ゴールデンウィーク及び年末年始の昼間については2名) ・看護師(嘱託員) 2名(職員数5名) ・事務員(嘱託員) 2名(職員数5名)	

(2) 平成30年度青森市急病センターの利用状況

①年度別利用状況

年度	区分	小児科(人)		内科(人)		外科(人)		計(人)		科目別構成比(%)		
		受診者	1日平均	受診者	1日平均	受診者	1日平均	受診者	1日平均	小児科	内科	外科
25	昼間帯 70日	1,373	19.6	885	12.6	341	4.9	2,599	37.1	52.8	34.1	13.1
	夜間帯 365日	3,302	9.0	1,673	4.6	834	2.3	5,809	15.9	56.8	28.8	14.4
	計	4,675	12.8	2,558	7.0	1,175	3.2	8,408	23.0	55.6	30.4	14.0
26	昼間帯 70日	1,305	18.6	1,122	16.0	367	5.2	2,794	39.9	46.7	40.2	13.1
	夜間帯 365日	3,320	9.1	1,826	5.0	779	2.1	5,925	16.2	56.0	30.8	13.1
	計	4,625	12.7	2,948	8.1	1,146	3.1	8,719	23.9	53.0	33.8	13.1
27	昼間帯 70日	1,094	15.6	854	12.2	388	5.5	2,336	33.4	46.8	36.6	16.6
	夜間帯 366日	3,234	8.8	1,733	4.7	826	2.3	5,793	15.8	55.8	29.9	14.3
	計	4,328	11.8	2,587	7.1	1,214	3.3	8,129	22.2	53.2	31.8	14.9
28	昼間帯 70日	1,104	15.8	1,048	15.0	386	5.5	2,538	36.3	43.5	41.3	15.2
	夜間帯 365日	3,313	9.1	1,993	5.5	836	2.3	6,142	16.8	53.9	32.4	13.6
	計	4,417	12.1	3,041	8.3	1,222	3.3	8,680	23.8	50.9	35.0	14.1
29	昼間帯 68日	1,176	17.3	1,071	15.8	383	5.6	2,630	38.7	44.7	40.7	14.6
	夜間帯 365日	3,241	8.9	2,041	5.6	935	2.6	6,217	17.0	52.1	32.8	15.0
	計	4,417	12.1	3,112	8.5	1,318	3.6	8,847	24.2	49.9	35.2	14.9
30	昼間帯 70日	977	14.0	1,049	15.0	313	4.5	2,339	33.4	41.8	44.8	13.4
	夜間帯 365日	3,047	8.3	1,922	5.3	826	2.3	5,795	15.9	52.6	33.2	14.3
	計	4,024	11.0	2,971	8.1	1,139	3.1	8,134	22.3	49.5	36.5	14.0
H29 年度比		▲ 393 人		▲ 141 人		▲ 179 人		▲ 713 人				
		▲ 8.9 %		▲ 4.5 %		▲ 13.6 %		▲ 8.1 %				



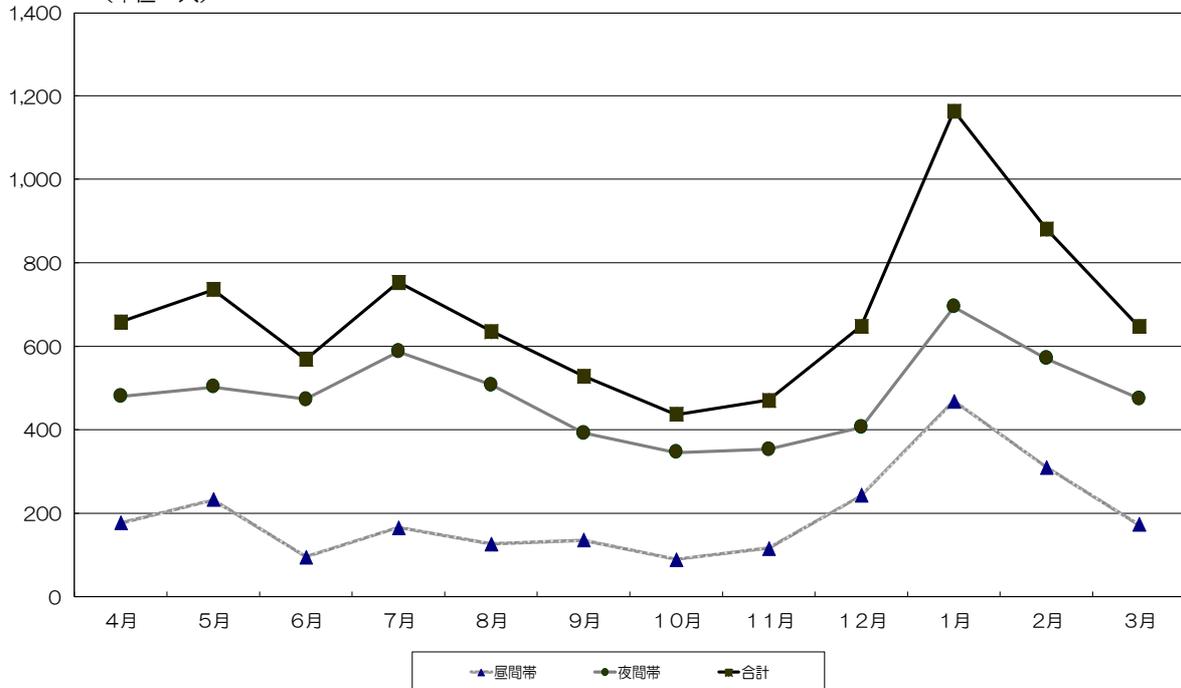
※昼間帯は12:00~18:00、夜間帯は19:00~23:00の利用者数

②平成30年度月別利用状況

(単位：人)

科 月	小児科					内科					外科					合計				
	昼間帯	夜間帯	計	H29実績	対H29増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H29実績	対H29増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H29実績	対H29増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H29実績	対H29増減率(%)
4	63	250	313	374	▲ 16.3	84	167	251	236	▲ 6.4	31	64	95	154	▲ 38.3	178	481	659	764	▲ 13.7
5	127	263	390	461	▲ 15.4	86	167	253	260	▲ 2.7	20	73	93	167	▲ 44.3	233	503	736	888	▲ 17.1
6	40	254	294	259	▲ 13.5	42	139	181	150	▲ 20.7	14	80	94	116	▲ 19.0	96	473	569	525	▲ 8.4
7	66	320	386	293	▲ 31.7	66	149	215	166	▲ 29.5	34	119	153	150	▲ 2.0	166	588	754	609	▲ 23.8
8	40	285	325	312	▲ 4.2	52	132	184	172	▲ 7.0	35	92	127	130	▲ 2.3	127	509	636	614	▲ 3.6
9	50	215	265	312	▲ 15.1	56	101	157	162	▲ 3.1	30	77	107	120	▲ 10.8	136	393	529	594	▲ 10.9
10	38	178	216	262	▲ 17.6	32	103	135	164	▲ 17.7	20	66	86	113	▲ 23.9	90	347	437	539	▲ 18.9
11	48	192	240	265	▲ 9.4	47	101	148	188	▲ 21.3	22	61	83	84	▲ 1.2	117	354	471	537	▲ 12.3
12	108	231	339	384	▲ 11.7	98	123	221	243	▲ 9.1	37	52	89	96	▲ 7.3	243	406	649	723	▲ 10.2
1	185	331	516	525	▲ 1.7	248	303	551	582	▲ 5.3	36	61	97	71	▲ 36.6	469	695	1,164	1,178	▲ 1.2
2	147	275	422	620	▲ 31.9	147	250	397	458	▲ 13.3	17	46	63	54	▲ 16.7	311	571	882	1,132	▲ 22.1
3	65	253	318	350	▲ 9.1	91	187	278	331	▲ 16.0	17	35	52	63	▲ 17.5	173	475	648	744	▲ 12.9
合計	977	3,047	4,024	4,417	▲ 8.9	1,049	1,922	2,971	3,112	▲ 4.5	313	826	1,139	1,318	▲ 13.6	2,339	5,795	8,134	8,847	▲ 8.1
月平均	81.4	253.9	335.3	368.1	×	87.4	160.2	247.6	259.3	×	26.1	68.8	94.9	109.8	×	194.9	482.9	677.8	737.3	×

(単位：人)



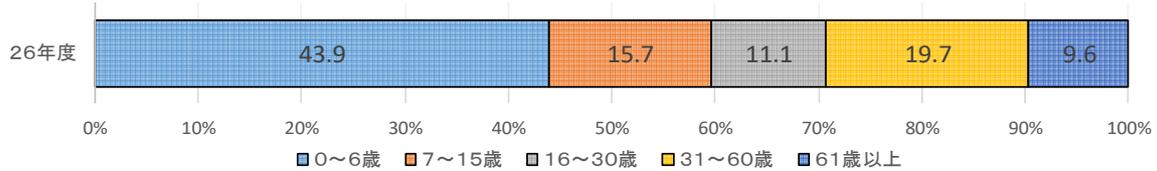
③年度別移送患者状況

(単位：人)

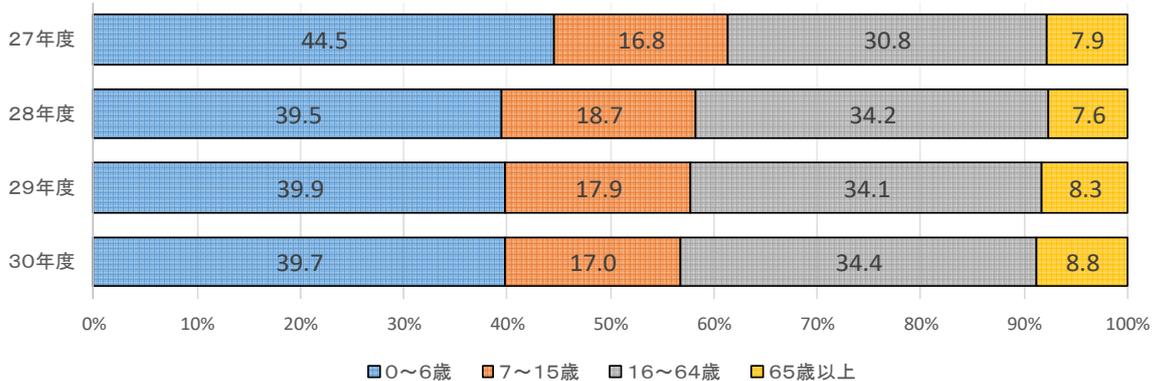
移送先 年度	県立中央 病院 (輪番制)	市民病院 (輪番制)	近藤病院 (輪番制)	青森新都市 病院 (輪番制)	あおもり 協立病院 (輪番制)	その他の 病・医院	合 計
26	90	63	2		3	1	182
27	114	69	1		5	4	159
28	133	76	3		6	2	193
29	153	90	10		5	1	259
30	106	89		9	12	0	216

④年齢別利用状況

年齢 年度	0～6歳		7～15歳		16～30歳		31～60歳		61歳以上		合 計
	受診者 (人)	比率 (%)									
26	3,825	43.9	1,372	15.7	966	11.1	1,715	19.7	841	9.6	8,719



年齢 年度	0～6歳		7～15歳		16～64歳		65歳以上		合 計
	受診者 (人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	
27	3,619	44.5	1,363	16.8	2,507	30.8	640	7.9	8,129
28	3,430	39.5	1,626	18.7	2,963	34.2	661	7.6	8,680
29	3,526	39.9	1,586	17.9	3,005	34.1	730	8.3	8,847
30	3,228	39.7	1,385	17.0	2,802	34.4	719	8.8	8,134



⑤医療保険別利用状況

(単位：人)

年度	保険	社 保		国 保			生 保	後期 高齢者	自 費	計
		本 人	家 族	一 般	退 職					
					本 人	家 族				
26		1,667 (19.1%)	5,067 (58.1%)	1,453 (16.7%)	19 (0.2%)	7 (0.1%)	121 (1.4%)	355 (4.1%)	30 (0.3%)	8,719
	計	6,734 (77.2%)		1,479 (17.0%)						
27		1,496 (18.4%)	4,923 (60.6%)	1,234 (15.2%)	22 (0.3%)	2 (0.0%)	114 (1.4%)	310 (3.8%)	28 (0.3%)	8,129
	計	6,419 (79.0%)		1,258 (15.5%)						
28		1,763 (20.3%)	5,183 (59.7%)	1,251 (14.4%)	8 (0.1%)	5 (0.1%)	137 (1.6%)	295 (3.4%)	38 (0.4%)	8,680
	計	6,946 (80.0%)		1,264 (14.6%)						
29		1,853 (20.9%)	5,234 (59.2%)	1,198 (13.5%)	6 (0.1%)	3 (0.0%)	128 (1.4%)	374 (4.2%)	51 (0.6%)	8,847
	計	7,087 (80.0%)		1,207 (14.6%)						
30		1,754 (21.6%)	4,744 (58.3%)	1,101 (13.5%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	112 (1.4%)	57 (0.7%)	363 (4.5%)	8,134
	計	6,498 (79.9%)		1,104 (13.6%)						

() は構成比

⑥傷病別利用状況

(単位：人)

年度	傷病	呼 吸 器 系 疾 患	(再掲) う ち イ 患 ン フ ル 工 疑 ン ザ 者	消 化 器 系 疾 患	心 ・ 血 管 循 環 器 系 疾 患	脳 及 び 脳 血 管 疾 患	精 神 神 経 に 関 する 疾 患	外 科 に 関 する 疾 患	皮 膚 科 に 関 する 疾 患	泌 尿 器 系 疾 患	眼 科 に 関 する 疾 患	耳 鼻 科 に 関 する 疾 患	産 婦 人 科 に 関 する 疾 患	伝 染 性 疾 患	そ の 他	計
27	4,393 (54.0%)	720 (8.9%)	1,538 (18.9%)	130 (1.6%)	7 (0.1%)	87 (1.1%)	757 (9.3%)	762 (9.4%)	109 (1.3%)	75 (0.9%)	218 (2.7%)	0 (0.0%)	53 (0.7%)	0 (0.0%)	8,129	
28	4,777 (55.0%)	1,016 (11.7%)	1,646 (19.0%)	147 (1.7%)	11 (0.1%)	44 (0.5%)	826 (9.5%)	735 (8.5%)	124 (1.4%)	54 (0.6%)	248 (2.9%)	1 (0.0%)	67 (0.8%)	0 (0.0%)	8,680	
29	5,214 (58.9%)	1,301 (14.7%)	1,428 (16.1%)	172 (1.9%)	9 (0.1%)	58 (0.7%)	832 (9.4%)	718 (8.1%)	84 (1.0%)	80 (0.9%)	237 (2.7%)	3 (0.0%)	12 (0.1%)	0 (0.0%)	8,847	
30	4,583 (56.3%)	1,046 (12.9%)	1,556 (19.1%)	161 (2.0%)	6 (0.1%)	47 (0.6%)	758 (9.3%)	661 (8.1%)	98 (1.2%)	55 (0.7%)	194 (2.4%)	0 (0.0%)	15 (0.2%)	0 (0.0%)	8,134	

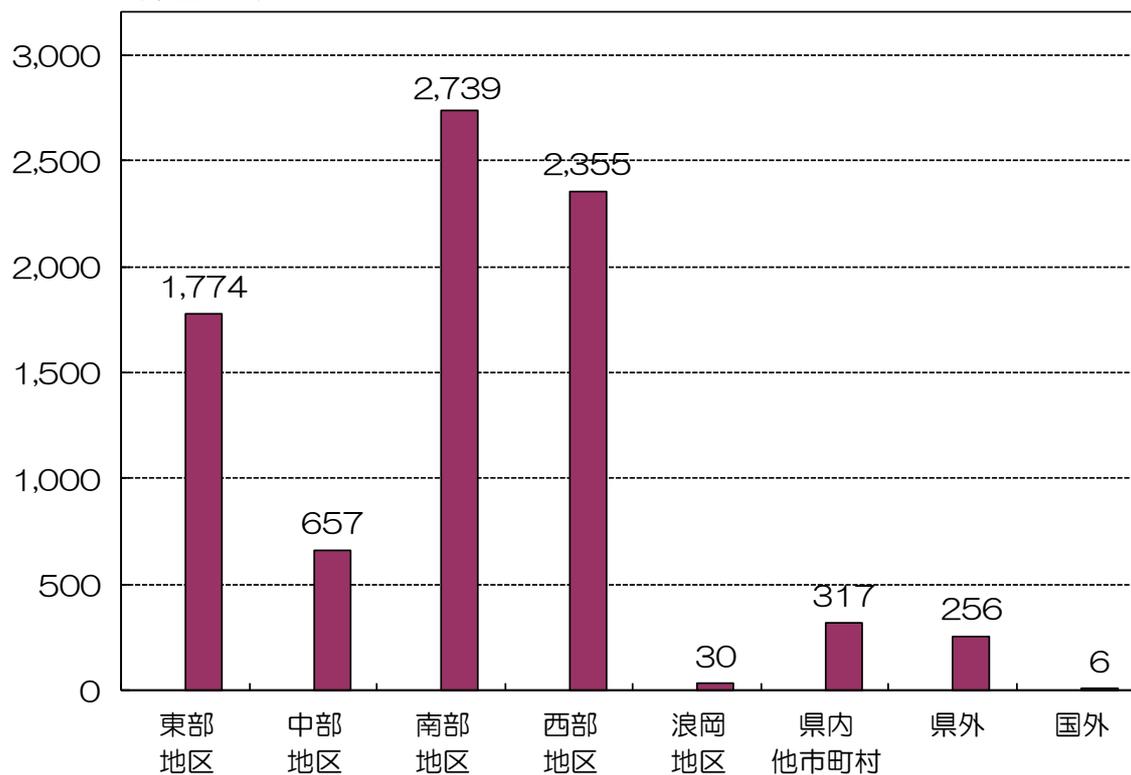
() は構成比

⑦地区別利用状況

(単位：人)

地区 年度	東部 地区	中部 地区	南部 地区	西部 地区	浪岡 地区	県内 他市町 村	県外	国外	合計
26	1,779	794	2,900	2,618	29	330	269	0	8,719
27	1,794	729	2,701	2,331	47	306	221	0	8,129
28	1,967	738	2,891	2,482	31	340	227	4	8,680
29	2,149	756	2,826	2,507	34	349	225	1	8,847
30	1,774	657	2,739	2,355	30	317	256	6	8,134

(単位：人)



⑧救急・非救急患者別利用状況

(単位：人)

年度	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	比率 (%)
	区分															
26	救急患者		526	548	316	339	339	329	348	353	510	1,115	520	364	5,607	64.3
	非救急患者		290	304	193	264	299	215	163	218	255	392	293	226	3,112	35.7
	患者数合計		816	852	509	603	638	544	511	571	765	1,507	813	590	8,719	100.0
27	救急患者	小児科	163	291	169	152	183	284	158	167	201	258	270	322	2,618	64.3
		内科	102	173	102	113	76	147	86	108	143	247	292	207	1,796	
		外科	53	101	82	70	81	84	60	61	60	65	45	47	809	
		計	318	565	353	335	340	515	304	336	404	570	607	576	5,223	
	非救急患者	小児科	142	186	115	108	159	120	56	140	204	134	161	185	1,710	35.7
		内科	64	83	49	50	65	51	66	51	58	97	73	98	805	
		外科	29	50	29	48	56	21	27	27	28	30	19	27	391	
		計	235	319	193	206	280	192	149	218	290	261	253	310	2,906	
患者数合計		553	884	546	541	620	707	453	554	694	831	860	886	8,129	100.0	
28	救急患者	小児科	233	304	145	148	163	183	221	174	227	269	283	190	2,540	62.8
		内科	217	252	70	126	102	99	122	109	193	294	310	174	2,068	
		外科	54	81	64	81	73	92	65	54	75	94	51	57	841	
		計	504	637	279	355	338	374	408	337	495	657	644	421	5,449	
	非救急患者	小児科	174	140	112	116	152	137	120	173	165	237	177	1,878	37.2	
		内科	85	87	55	47	73	51	49	85	99	181	94	65		971
		外科	24	29	44	46	49	29	27	24	42	33	13	22		382
		計	283	256	211	209	274	255	213	229	314	379	344	264		3,231
患者数合計		787	893	490	564	612	629	621	566	809	1,036	988	685	8,680	100.0	
29	救急患者	小児科	215	276	143	124	145	174	129	143	206	299	327	235	2,416	59.8
		内科	154	182	92	97	99	101	102	128	156	359	345	249	2,064	
		外科	94	98	78	96	83	73	63	53	60	41	35	40	814	
		計	463	556	313	317	327	348	294	324	422	699	707	524	5,294	
	非救急患者	小児科	162	185	116	169	167	138	133	122	178	226	293	115	2,004	40.2
		内科	81	78	58	69	73	61	62	60	87	223	113	82	1,047	
		外科	58	69	38	54	47	47	50	31	36	30	19	23	502	
		計	301	332	212	292	287	246	245	213	301	479	425	220	3,553	
患者数合計		764	888	525	609	614	594	539	537	723	1,178	1,132	744	8,847	100.0	
30	救急患者	小児科	187	226	208	227	177	150	131	136	203	350	221	188	2,404	65.1
		内科	174	163	143	145	149	109	79	94	161	453	287	193	2,150	
		外科	69	65	54	104	71	80	50	52	64	61	39	36	745	
		計	430	454	405	476	397	339	260	282	428	864	547	417	5,299	
	非救急患者	小児科	126	164	86	159	148	115	85	104	136	166	201	130	1,620	34.9
		内科	77	90	38	70	35	48	56	54	60	98	110	85	821	
		外科	26	28	40	49	56	27	36	31	25	36	24	16	394	
		計	229	282	164	278	239	190	177	189	221	300	335	231	2,835	
患者数合計		659	736	569	754	636	529	437	471	649	1,164	882	648	8,134	100.0	

(3)平成30年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算

(歳入)

科 目		29年度決算額	30年度決算額	増 減	備 考
		円	円	円	
使用料	急病センター 使用料	83,931,527	75,168,554	▲ 8,762,973	診療報酬・一部負担金
手数料	諸証明手数料	44,700	51,750	7,050	診断書料、諸証明手数料
繰入金	元気都市あおもり 応援基金繰入金	58,494		▲ 58,494	急病センター運営管理事務分 (ネプライザーセット購入費用)
諸収入	各種診療給付証明書 作成手数料等	16,346	16,968	622	ひとり親家庭等・重度心身障害者診療給 付証明書作成手数料、ピンク電話料
合 計		84,051,067	75,237,272	▲ 8,813,795	

(歳出)

科 目		29年度決算額	30年度決算額	増 減	備 考
		円	円	円	
01報酬		18,035,383	17,881,619	▲ 153,764	急病センター嘱託員報酬 運営審議会委員報酬
04共済費		2,378,266	2,373,189	▲ 5,077	急病センター嘱託員社会保険料等
08報償費		8,700	8,700	0	急病センター管理者謝礼
9旅費		24,600	13,000	▲ 11,600	急病センター嘱託員通勤費用
11需用費	1消耗品費	9,098,772	7,636,573	▲ 1,462,199	医薬品・診療材料、事務用品等
	4食糧費	16,729	27,964	11,235	医師等用お茶代
	7一般修繕料	33,156	0	▲ 33,156	医療器具修繕料
	8光熱水費	282,885	282,042	▲ 843	スローフ融雪電気料、水道代、 都市ガス代
	小 計	9,431,542	7,946,579	▲ 1,484,963	
12役務費	1通信運搬費	85,189	82,658	▲ 2,531	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料
	4手数料	317,980	327,052	9,072	クリーニング代 職員健康診断料
	6保険料	100,220	100,220	0	医師賠償保険料
	小 計	503,389	509,930	6,541	
13委託料		84,104,620	84,435,150	330,530	急病センター診療業務委託、 薬剤師業務委託ほか
14使用料及び 賃借料		4,268,950	4,481,970	213,020	車両借上料等
18備品購入費		121,674	0	▲ 121,674	ネプライザーセット、聴診器、 シュレッダー
19負担金補助 及び交付金	団体負担金	19,900	19,900	0	全国自治体病院協議会準会員会費
23償還金利息 及び割引料		12,220	0	▲ 12,220	急病センター使用料精算還付金 過年度精算分
合 計		118,909,244	117,670,037	▲ 1,226,987	

※平成30年度決算額

歳入(75,237,272円)－歳出(117,670,037円)＝▲42,432,765円(一般財源)

(4) 令和元年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算

(歳入)

科 目		30年度当初額	元年度当初額	増 減	備 考
		円	円	円	
使用料	急病センター 使用料	79,177,000	79,570,000	393,000	診療報酬・一部負担金
手数料	諸証明手数料	1,000	1,000	0	診断書料ほか
諸収入	各種診療給付 証明書作成 手数料等	13,000	15,000	2,000	ひとり親家庭等診療給付証明書 作成手数料ほか
合 計		79,191,000	79,586,000	395,000	

(歳出)

科 目		30年度当初額	元年度当初額	増 減	備 考
		円	円	円	
01報酬		20,488,000	20,698,000	210,000	運営審議会委員報酬 急病センター嘱託員報酬
04共済費		2,574,000	2,595,000	21,000	急病センター嘱託員 社会保険料等
08報償費		18,000	18,000	0	急病センター管理者謝礼
09旅費		38,000	10,000	▲ 28,000	急病センター嘱託員通勤費用 事務連絡用バスカード代
11需用費	1 消耗品費	6,627,000	6,715,000	88,000	医薬品・診療材料、事務用品等
	4 食糧費	28,000	28,000	0	医師等用お茶代
	7 一般修繕料	46,000	46,000	0	医療器具修繕料
	8 光熱水費	265,000	269,000	4,000	スロープ融雪電気料、水道代、 都市ガス代
	小 計	6,966,000	7,058,000	92,000	
12役務費	1 通信運搬費	95,000	91,000	▲ 4,000	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料
	4 手数料	917,000	380,000	▲ 537,000	クリーニング代、 職員健康診断料等
	6 保険料	101,000	101,000	0	医師賠償保険料
	小 計	1,113,000	572,000	▲ 541,000	
13委託料		84,645,000	85,885,000	1,240,000	急病センター診療業務委託、 薬剤師業務委託等
14使用料及び 賃借料		4,389,000	4,467,000	78,000	車両借上料等
19負担金補助 及び交付金		20,000	30,000	10,000	全国自治体病院協議会 準会員負担金
合 計		120,251,000	121,333,000	1,082,000	

※令和元年度予算額

歳入(79,586,000円) - 歳出(121,333,000円) = ▲41,747,000円(一般財源)

青森市急病センター条例

平成17年4月1日

条例第208号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、急病センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 急病患者に対し、応急的な診療を行うため、急病センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 急病センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 青森市急病センター

位 置 青森市中央一丁目22番25号

(受付時間)

第4条 青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月31日 正午から午後6時まで及び午後7時から午後11時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後7時から午後11時まで

(使用料及び手数料)

第5条 急病センターにおいて診療を受ける者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならない。

- (1) 使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
- (2) 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 普通診断書一通につき 2,750円
 - ロ 特別診断書一通につき 6,600円
- (3) 前2号に定めのないもの及び前2号により難しいものについては、規則で定める額
(平成18条例第38・平成20条例第24・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(運営審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ、急病センターの管理運営に関する基本的事項を審議するため、青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び定数)

第8条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 病院又は診療所の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 市職員

2 前項の委員の定数は、16人以内とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月条例第38号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市急病センター条例第五条第二号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る手数料について適用し、同日前の診療に係る手数料については、なお従前の例による。

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市急病センター条例(平成十七年青森市条例第二百八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第二条 青森市急病センター(以下「急病センター」という。)に、職員として看護師又は准看護師及び事務員を置き、その身分は、非常勤嘱託とする。

(職員の所属)

第三条 急病センターの職員は、保健部青森市保健所保健予防課に所属するものとする。
(平成二〇規則五・平成二九規則一八・一部改正)

(診療科目)

第四条 急病センターの診療科目は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 小児科
- 三 外科

(使用料等の減免手続)

第五条 条例第六条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、青森市急病センター使用料等減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(運営審議会)

第六条 条例第七条に規定する青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が

審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年三月規則第五号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月規則第一八号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和元年9 三月規則第一八号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森市急病センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市急病センター条例（平成17年青森市条例第208号）及び青森市急病センター条例施行規則（平成17年青森市規則第172号）に定めるもののほか、青森市急病センター運営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の管理運営について次のことを審議する。

- (1) 急病センターの事業計画
- (2) 急病センターにおいて生じた業務災害及び医療事故の処理
- (3) 急病センターにおける医師に関する事項
- (4) 急病センターにおける事務改善に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有するもの2人、公立病院関係者3人、私立病院関係者1人、一般社団法人青森市医師会の会員5人、一般社団法人青森市薬剤師会の会員1人、公益社団法人青森県看護協会の会員1人及び市の職員3人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

(事務局)

第5条 審議会の事務を処理するため、事務局を保健部青森市保健所保健予防課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営に必要な事項は、審議会で定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年7月16日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年8月22日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。